

「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための
産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備
に関する政令（案）」等に対する意見募集の結果

令和 8 年 7 月 3 1 日
経 済 産 業 省
経済産業政策局産業創造課
通商政策局通商金融課

標記について、令和 8 年 6 月 2 2 日から令和 8 年 7 月 2 1 日まで、下記のとおり広く国民の皆さまからの御意見を募集しました結果、本件に関して 8 件の御意見が寄せられました。なお、今回の意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

お寄せいただいた御意見の概要及び当該御意見に対する考え方を取りまとめましたので、公表いたします。

貴重な御意見をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

令和 8 年 6 月 2 2 日～令和 8 年 7 月 2 1 日

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口（e-Gov）、窓口での配布

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、郵送、電子メール

2 意見募集の結果

意見提出数 8 件

3 寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

別紙のとおり

以上

御意見の概要と御意見に対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	政令(案)等によれば、昨年 12/26 以降に意思決定した設備投資につき新税制の対象にすると記載があるが、昨年 12/25 以前に意思決定した設備投資も以下＜要件等＞を満たす場合には新税制の対象にすべきと考える。 ＜要件等＞ ・ 昨年 12/25 以前に意思決定した設備投資でも、今回の新税制創設を受けて金額を増額した場合にはその増額分につき新税制と対象とする ・ 増額したとしても投資利益率 15% 以上の遵守が可能 趣旨としては、より幅広い範囲の設備投資につき新税制を適用いただくことで日本国内の設備投資需要をより一層喚起することができると考える。	大胆な投資促進税制は、大規模かつ高付加価値な国内投資を促進することが目的であり、令和 7 年 12 月 25 日以前に一度意思決定があっても、令和 7 年 12 月 26 日以降に改めて意思決定され、一定の要件を満たした場合には、本税制の適用を認める余地が存在すると考えられるため、省令・告示において、その要件等を整備いたしました。
2	政令案に賛成。先端技術分野に必要な投資が、特定生産性向上設備等及び関連する支援の対象に明確に含まれるよう、政省令・告示・ガイドライン等で具体的に示すべき。特に、特定生産性向上設備等の対象を、従来型の製造設備に限定せず、先端技術の社会実装に不可欠な実証設備、試験環境、データ基盤、HPC・GPU 等の計算基盤、認証・安全評価設備、量産前のパイロットラインまで明確に含めるべき。	先端技術分野に係る生産等に必要な設備等であれば、特定生産性向上設備等に含まれる場合も考えられますが、個別事案ごとに判断されるものと考えております。なお、研究開発投資については、研究開発税制を活用いただけます。

3	産業競争力強化法に基づく事業計画の認定・運用に当たり、以下の3点について厳格な基準設定と監督強化を求める。 1. 現場負担の軽減と企業の支援体制の義務化 外国人雇用や障がい者雇用を進める企業に対し、言語面や衛生管理、未診断の発達障害等に起因する現場負担を一般従業員へ一方的に押し付けることのないよう、人事・経営陣が責任を持って対応する社内専門体制の整備を事業計画の必須要件とすべき。現場の過度な負担や自己犠牲を前提とした計画は認定せず、認定後も継続的なモニタリングを徹底するように求める。 2. 国内の伝統産業・繊維産業への重点支援 繊維、衣服、伝統工芸など国産比率が低下している分野において、海外移転を進める企業だけでなく、国内で技術継承と生産基盤維持に取り組む中小・中堅企業への支援を最優先で強化すべき。高い技術力を持つ国産製品が適正価格で流通する環境を整備し、アパレル市場をはじめとする国内市場におけるメイド・イン・ジャパン製品の割合向上を後押しすることを求める。 3. 実効性ある賃上げの確保 支援対象企業については、計画上の目標だけでなく、下請企業への適	1. については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。 2. については、今回の制度は、原則全業種を対象とするものであり、特定の業種を後押しするものではございません。 3. については、賃上げに向けた取引適正化に向けて、パートナーシップ構築宣言を行っていることを特定生産性向上設備等の確認の申請要件としています。
----------	---	--

	正な価格転嫁や、障がい者・外国人・教育担当者を含む全従業員の実質的な手取り増加につながる賃上げが確実に実施されるよう求める。あわせて、下請けGメンなどによる監視体制を強化し、支援の成果が企業だけでなくサプライチェーン全体や現場労働者へ適切に還元される仕組みを整備すべき。	
4	産業競争力強化や企業支援のあり方について、懸念を表明する。 第一に、「競争力強化」や「企業の持続的発展」を名目とした優遇策や規制緩和が、一部の大企業や大都市圏に偏って恩恵をもたらし、物価高やエネルギー価格高騰に苦しむ地方の中小零細企業や一般生活者の実態が十分に考慮されていない点を危惧している。このような制度設計は国民の不公平感を助長するおそれがある。 第二に、制度変更が一般市民や地域社会に及ぼす負担の検証が不十分であることを懸念する。企業支援の名の下で行政手続や市場ルールが一部の経済的強者に有利となり、地方の生活基盤や中小事業者の経営環境が圧迫されることがあってはなりません。行政は特定企業の利益ではなく、国民生活の安定と地域経済の持続可能な発展を優先すべき。 最後に、関連施策の制度設計および運用においては、大企業偏重の構造を是正し、地方、一般生活者、中小事業者の実情を踏まえた、公正かつ透明性の高い運用を強く求める。	本制度は、大規模で高付加価値な国内投資を促進することを目的としております。中小企業者等につきましては、投資計画が5億円以上であり、投資利益率15%以上などの要件を満たす場合に利用可能となっており、例えば、中小企業が工場の新設や増設に際し、建物や機械装置などを一体的に投資するような案件にご活用していただけると考えております。 なお、中小企業者等に対しては、中小企業経営強化税制が既に措置されており、中小企業者等のニーズに応じて本制度との選択が可能となっております。

意見募集を実施した際の案からの変更点

「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」等に対する意見募集を実施した際の、「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（案）」からの変更点は以下のとおりです。

※下線が変更箇所

修正箇所	変更前（改正後の条文）	変更後（改正後の条文）	変更理由
貿易保険法施行令 第二条	（納付金額の通知及び納付の期限） 第二条 経済産業大臣は、法附則第二条第二項の規定により会社が国庫に納付すべき金額（次項において「<u>納付金額</u>」という。）を定めたときは、会社に対し、<u>その納付金額を通知しなければならない。</u> 2 会社は、前項の規定による通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、<u>その納付金額を国庫に納付しなければならない。</u>	（納付金額の通知及び納付の期限） 第二条 経済産業大臣は、法附則第二条第二項に規定する<u>経済産業大臣が定める金額</u>を定めたときは、会社に対し、<u>当該金額を通知しなければならない。</u> 2 会社は、前項の規定による通知を受けたときは、経済産業大臣の指定する期日までに、<u>当該通知を受けた金額を国庫に納付しなければならない。</u>	技術的修正
貿易保険法施行令 第三条	（国債の償還等） 第三条 会社は、法附則第四条第一項の規定により国債の償還の請求をしようとするときは、<u>あらかじめ、その償還の内容に関し、経済産業大臣に協議しなければならない。</u>この場合において、経済産業大臣は財務大臣に協議するものとする。	（国債の償還等） 第三条 会社は、法附則第四条第一項の規定により国債の償還の請求をしようとするときは、その償還の内容に関し、経済産業大臣に<u>協議するものとする。</u>この場合において、経済産業大臣は財務大臣に協議するものとする。	技術的修正

以上